

# 被災者生活支援情報

## 1 被災者支援制度の窓口を変更します

### (1) 総合相談窓口・り災証明書（住家）窓口

- ・災害弔慰金の支給
- ・災害障害見舞金の支給
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・り災証明書（住家）の発行
- ・災害義援金の支給
- ・災害見舞金の支給
- ・災害援護資金の貸付

9月1日より、各区役所の総合相談窓口及びり災証明書（住家）窓口の開設日を 月曜～土曜（祝日を除く）に変更します。

託麻総合出張所と城南総合出張所での総合相談窓口及びり災証明書（住家）窓口の開設は、8月31日をもって終了します。

【お問合せ先】被災者支援情報ダイヤル：0120-013-572

### (2) 被災住宅の応急修理・みなし応急仮設住宅の申請窓口

- ・被災住宅の応急修理
- ・民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供（みなし応急仮設住宅）

9月1日より、市役所14階の窓口開設日を 月曜～土曜（祝日を除く）に変更します。

8月8日から9月30日の間（月曜～金曜）（祝日を除く）は、東区役所、西区役所、アスパル富合（南区役所となり）、北区役所にも申請窓口を開設します。

【お問合せ先】

《被災住宅の応急修理》

被災住宅の応急修理ダイヤル：096-328-2118

《みなし応急仮設住宅》

建築政策課：096-328-2438

### (3) 被災家屋等の解体・撤去の予約券配付窓口

- ・被災した家屋等の解体・撤去

区役所等での予約券の配付は、8月31日をもって終了します。

9月1日以降は、10月31日までの間に、震災廃棄物対策課（熊本市役所本庁舎7階）で、配付を行います。

【お問合せ先】被災家屋解体ダイヤル：0120-946-153

# 2 平成28年9月(9/1~9/30)の窓口開設状況

## (1) 総合相談窓口及び併設窓口

	市役所14階大ホール		東区・西区・南区・北区役所	
総合相談窓口	月～土曜	9時～16時	月～土曜	9時～16時
被災者住宅の応急修理			月～金曜 《8/8～9/30》	9時～16時
民間賃貸住宅借上げ（みなし応急仮設住宅）				
住宅融資相談	月～土曜	10時～16時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東区役所・南区役所 月～土曜</li> <li>●西区役所 第1・第3の火・木曜</li> <li>●北区役所 第2・第4の火・木曜</li> </ul>	10時～16時
経営相談	火・木曜	9時～16時	※ 9月より、 日曜・祝日は実施していません。	
金融相談	月・木曜	10時～16時		
法律相談 ※要予約(Tel:234-7499)(平日8時半～17時)	火・木・土曜	9時～12時		

## (2) 主な支援制度窓口

	市役所		区役所				総合出張所	
	月～金曜	土曜	お住まいの区	お住まいの区以外	月～金曜	土曜	月～金曜	土曜
り災証明書（住家）の申請	●	●	●	●	●	●	●	
り災証明書（住家）の発行	●	●	●	●	●	●		
総合相談窓口	●	●	●	●	●	●		
被災住宅の応急修理	●	●	●	●	●			
被災家屋等の解体・撤去 （予約券の配布）	●							
民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	●	●	●	●	●			
市民税の減免			●	●	●			
固定資産税の減免			●	●	●			
国民健康保険料の減免			●	●	●			
後期高齢者医療保険料の減免			●	●	●			
国民年金保険料の免除			●	●	●			
介護保険料の減免			●	●	●			
介護保険サービス利用料の免除			● (郵送可)		●			
保育所等保険料の減免			●		●			
障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	●		●	●	●			

※ 9月1日より、被災住宅の解体・撤去の申請（要予約券）以外については、日曜・祝日の窓口開設はございません。